

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市心身障害者福祉作業所つくしの家

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人新南陽福祉の会

所在地 周南市大字米光361番地

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(参 考)

社会福祉法人新南陽福祉の会の概要

1 設立の経緯

社会福祉法人新南陽福祉の会は、多様化している福祉行政の中で、市が設置した福祉施設の運営を市が直接行うより、専門機関に委託した方が効果的であり、その目的が達成できるものについては、条例の定めるところにより社会福祉法人組織である新南陽福祉の会に委託して、その経営の安定と市民福祉の増進を図ることとして設立された。

2 設立年月日 平成2年5月7日

3 所在地 周南市大字米光361番地

4 目的

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

5 事業内容

(1) 第1種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホーム福寿荘の設置経営

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス）ケアハウス新南陽の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

ア 老人デイサービス事業（福寿荘デイサービスセンター、周南市新南陽デイサービスセンター）

イ 地域活動支援センター周南市障害者デイサービスセンターの受託経営

ウ 地域活動支援センター周南市心身障害者福祉作業所「つくしの家」の受託経営

エ 老人短期入所事業（福寿荘）

6 組織等

(1) 役員 理事長1人、理事8人、監事2人

(2) 職員数 146人（平成29年1月1日現在）